

## Global Tax Update

### インド

デロイトトーマツ税理士法人

2017年3月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

#### インド 2017 年度予算案の概要

2017年2月1日、インド財務大臣は、2017年度予算案を発表した。本ニュースレターでは、2017年2月1日に公表された2017年度予算案の主要なポイントについてまとめている。なお、2017年3月末に本予算案の修正案が提案され、議会によって承認、またインド大統領の同意が得られていることから、本ニュースレターにおいては、その修正箇所についても含めて記載している。

#### (1) 法人税率

インド法人は30%<sup>1</sup>、外国法人(外国法人の支店・プロジェクトオフィスを含む)には40%<sup>1</sup>という標準税率に変更はない。外国法人がインドで設立した子会社または合併企業はインド法人とみなされることには注意が必要である。

ただし、2017年度予算案では、2015年度の売上が5億インドルピー以下のインド企業への法人税率を25%<sup>1</sup>に軽減することが提案された。

また、物品の製造生産にのみに従事する、2016年3月1日以降に設立された新設インド法人に適用される25%の税率は、所定の条件を満たした場合、引き続き適用される。

インド法人のDDT<sup>2</sup>(20.36%<sup>3</sup>)およびMAT<sup>4</sup>(21.34%<sup>3</sup>)の実効税率および外国法人の実効税率(20.0%<sup>3</sup>)への変更もない。

#### (2) BEPS 行動 4: 過少資本税制の導入

OECDのBEPS行動4の提言に基づき、負債利子に係る超過利子の損金算入を制限することが提案された。本税制は、非居住者関連企業からの借入について、インド企業または外国企業のインドPE(Permanent Establishment: 恒久的施設)に発生する1,000万インド

ルピーを超える利子または同様の支払で、次のいずれかが該当する場合に適用される。

- 当該非居住者関連企業が、貸主に黙示的または明示的な保証を付与している
- 当該非居住者関連企業が、貸主に、借入と同額または同等の金額を預入している

「負債」とは、貸付、金融取引、金融リース、金融デリバティブ、または課税所得時に損金に算入される利子、ディスカウントその他の金融費用が発生するすべての取引をいう。

本改正では、損金算入額を減価償却前営業利益(EBITDA)の30%に制限することが提案された。

当該制限は、銀行業または保険業に従事するインド企業または外国企業インドPEには適用されない。損金に算入できなかった支払利子は、損金に算入できなかった年度の翌年度から8年間繰越できる。

#### (3) 移転価格税制: 第二次調整の導入

OECDガイドラインおよび国際的なベストプラクティスとの整合性を図るため、第二次調整の概念を導入することが提案された。これにより、新税制下では、(独立企業原則に基づく)利益配賦額と送金額が一致することになる。第二次調整を行わなければならないのは、以下のような第一次調整が行われた場合である。

- 第一次調整が所得税申告書上で行われた
- 第一次調整が税務調査官により行われた後、納税者がそれを認めた
- 第一次調整が事前確認(Advance Pricing Agreement: APA)での合意に基づき行われた

1 サーチャージおよび教育目的税を除く

2 Dividend Distribution Tax: 配当税

3 サーチャージおよび教育目的税を含む

4 Minimum Alternate Tax: 最低代替税: 以下「MAT」

- 第一次調整がセーフハーバー規則に定める利益率等に基づいて行われた
- 第一次調整が、相互協議(Mutual Agreement Procedure: MAP)に基づく合意にしたがって行われた

第一次調整により関連会社へ送金されるべき金額が所定期間内にインドへ送金されなかった場合、当該資金は納税者からの貸付金とみなされ、利子が発生することになる。

ただし、以下の両方を満たす場合、上記の規定は適用されない。

- 第一次調整の額が1,000万インドルピー以下である
- 第一次調整が2015年度以前の取引に係るものである

#### (4) 移転価格:特定国内取引

国内関連者間取引は、現在、インド移転価格税制に定める報告要件の対象だが、当該要件によりインド納税者のコンプライアンス負担が増加していた。今般、特定国内取引の定義を変更して、特定者への経費支払を対象から除くことにより、コンプライアンス負担を緩和することが提案された。当該変更は2017年4月1日に発効する。

ただし、特定の利益連動控除を受けられる関連者間取引には、現行の報告要件が引き続き適用される。

#### (5) MAT・AMTに係る税額控除の繰越控除期間の延長

現在、MATおよびAlternate Minimum Tax(代替最低課税:以下「AMT」)の税額控除は10年間の繰越控除が認められているが、15年への延長が提案された。

また、MAT・AMTとの相殺が認められている外国税額控除額が、国内税法に基づき算出された外国税額控除額を超過する場合、当該超過額については繰越控除が認められないことも提案された。

#### (6) カーボンプレジット譲渡に係る所得

カーボンプレジット譲渡により受領したまたは受領する所得に係る課税の有無について、現在、具体的な規定はない。

今般、カーボンプレジット譲渡による所得には10%<sup>5)</sup>の軽減税率が適用されることが提案された。国内税法上、当該所得に係る費用または控除は認められていない。

#### (7) 間接譲渡規定の明確化

非居住者が、カテゴリIまたはカテゴリII<sup>6)</sup>の外国機関投資家の資産または資本的資産(「インド資産」)に直接または間接に投資している場合、当該インド資産の間接

譲渡に間接譲渡の規定は適用されず、非課税となることを明確化するために、当該規定を修正することが提案された。

本提案は明確化を目的とするもので、2011年度にさかのぼって適用される。改正は二段階で行われる。具体的な内容は以下のとおりである。

- 2011年度から2013年度:中央政府が発行した官報の規定に基づき、外国機関投資家のインド資産の間接譲渡により発生したキャピタルゲインはすべて非課税
- 2014年度以降:2014年インド証券取引(外国ポートフォリオ投資家)規定に基づき、カテゴリIおよびカテゴリIIの外国機関投資家のインド資産の間接譲渡により発生したキャピタルゲインは非課税

#### (8) 一定の場合における軽減税率

##### 1) 対外商業借入

以下の外国通貨建て国外借入についてインド企業または事業信託が非居住者に支払う利子への現行の源泉税率は5%である。

- 2012年7月1日以降かつ2017年7月1日より前の貸付契約に基づく借入
- 2014年10月1日以降かつ2017年7月1日より前の長期債券発行による借入(長期インフラ債券を含む)

2020年7月1日より前に実行された上記の借入には、軽減税率が引き続き適用されることが提案された。

##### 2) インドルピー建て債券

5%の源泉税軽減税率は、2020年7月1日より前にインド国外で発行されたインドルピー建て債券(マサラ債)にも適用されることになる。

本改正は2015年度にさかのぼって適用することが提案されている。

##### 3) 一定の債券および社債

インド企業のインドルピー建て債券またはインド政府債への投資に係るFII<sup>7)</sup>およびQFI<sup>8)</sup>への支払利子への5%の源泉税率を、2020年7月1日より前の支払利子にも適用することが提案された

#### (9) インドルピー建て債券へのキャピタルゲイン課税免除の延長

現行、インド企業のインドルピー建て債券の償還時為替差益は、当該債券を当初、非居住者が引き受けていた場合のみ、償還価額算定から除外される。

5 サーチャージおよび教育目的税が加算される

6 1992年証券取引法(Securities and Exchange Board of India Act, 1992)に基づく、2014年インド証券取引(外国ポートフォリオ投資家)規定(Securities and Exchange Board of India (Foreign Portfolio Investors) Regulations, 2014)に定めるカテゴリ

7 Foreign Institutional Investors: 外国機関投資家

8 Qualified Foreign Investor: 適格外国投資家

今般、当該優遇制度を、当初引き受けしていなかったが、その後当該債券を取得した非居住者にも適用することが提案された。

また、インド企業がインド国外で発行したインドルピー建て債券の非居住者から別の非居住者への譲渡を促進するため、当該譲渡を課税譲渡とはみなさないことも提案された。

#### (10) 優先株式から普通株式への転換

現在、債券または社債の株式転換は課税譲渡とはみなされないが、優先株式から普通株式への転換に同様の非課税取扱いは認められていない。今般、優先株式から普通株式への転換も譲渡とはみなさないことが提案された。

このような普通株式の保有期間算定においては、優先株式の保有期間が含まれる。また、優先株式の取得価格が転換後の普通株式の取得価格とみなされる。

#### (11) 長期キャピタルゲインへの軽減税率適用延長に関する遡及的改正

現在、非上場証券の売却により非居住者に生じる長期キャピタルゲインには軽減税率が適用されている。当該軽減税率は2012年4月1日から適用されていた。

しかし、税務以外のルーリングにより、当該軽減税率適用について不確実性が生じていたため、2016年度予算案において、当該軽減税率が、非上場有限企業の株式(shares of private limited companies)の売却により生じるゲインに適用されることを明確化する改正が提案されていた。

ところが、当該明確化をさかのぼって適用するか否かについて新たな問題が生じた。2017年度予算案では、非上場有限企業への軽減税率適用を、移行期間中にも認めることが提案された。本改正は2012年4月1日にさかのぼって適用される。

#### (12) 上場株式に係る長期キャピタルゲイン課税

現在、2004年10月1日以降に行われた、企業の株式または株式ファンドユニット等の長期資本的資産の譲渡から生じる所得にキャピタルゲイン課税は課されず、証券取引税が課される。

このキャピタルゲイン非課税の取扱いを、証券取引税が課税される場合に限り、2004年10月1日以降に取得した株式にも適用することが提案された。

証券取引税が課税されない取得(IPO<sup>9</sup>、FPO<sup>10</sup>、無償交付、新株予約権無償割当等)における所定の例外措置については後日発表される。

#### (13) 上場株式以外の株式の譲渡対価

現在、キャピタルゲイン課税は、資本的資産の譲渡において受領または発生する対価の総額に基づいて算定さ

れ、当該対価の総額の過少申告を防止するため、対価の総額(印紙税の課税標準等)を不動産譲渡の対価の総額とみなす所定の規定が定められている。

今般、非上場株式の譲渡対価が所定の方式により算定された当該株式の時価より低い場合、当該時価をキャピタルゲイン課税に係る譲渡対価の総額とみなすことが提案された。

#### (14) 事前裁定制度

事業遂行の簡便化を図るため、所得税、中央物品税、関税およびサービス税に係る事前裁定制度を統合することが提案された。

#### (15) 現金取引の制限

以下の場合、支払小切手もしくは銀行手形以外の方法、または、銀行口座を通じた電子決済以外の方法で20万インドルピーを超える額を受領することができなくなる。

- 1日に一人の者から受け取る場合
- 単一の取引について受け取る場合
- 単一の事象に関する複数の取引について一人の者から受け取る場合

上記制限は、Section 269SSに定める取引<sup>11</sup>またはほかに定める取引に係る政府、銀行、郵便局、貯蓄銀行または協同組合銀行からの受領額には適用されない。

上記規定に違反して支払を受領した場合、受領額と同額のペナルティが課される。ただし、正当な理由がある場合はその限りではない。

#### (16) 税務上の手続

##### 1) 修正申告書の提出期限

現在、所得税申告書の修正期限は、該当する年度末から2年以内または税務調査の終了時のいずれか早い時点である。

今般、修正申告書の提出期限を、翌年度末または査定終了のいずれか早い時点で早めることが提案された。

##### 2) 税務調査のスケジュール

税務調査の完了期間が現行の年度末～33カ月以内から、2017年度は30カ月以内、2018年度からは24カ月以内に短縮される。本改正により、インドの税務調査が迅速化されることになるだろう。

9 Initial Public Offer: 新規株式公開

10 Follow-up Public Offer: 追加株式公開

11 一定の借入または預金その他の受入等

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 問い合わせ

### デロイトトーマツ税理士法人 インド室

パートナー 林 博之

[hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp](mailto:hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp)

マネジャー Pawankumar Kulkarni

[pawankumar.kulkarni@tohatsu.co.jp](mailto:pawankumar.kulkarni@tohatsu.co.jp)

## ニュースレター発行元

### デロイトトーマツ税理士法人

#### 東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 9,400 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.